青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について

平成２０年９月１２日
内閣府特命担当大臣
（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）決定
最終改正　令和６年11月15日

１．趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等について検討を行うため、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

２．構成員

（１）検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
（２）座長は、検討会の議事を整理する。
（３）座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

３．運営

検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

検討会の終了後、速やかに、当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該検討会の議事録を作成し、これを公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

４．庶務

検討会の庶務は、こども家庭庁成育局安全対策課において処理する。

５．その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。